



鳥取県公報

平成 20 年 10 月 21 日(火)
号外第 1 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（88）（業務効率化室）	3
◇ 訓 令	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 （12）（福利厚生室）	5
◇ 人委規則	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（31）（給与課）	8
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（32）（〃）	10

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

漁業取締業務の効率化を図るため、取締船を水産振興局水産課から境港水産事務所に移管することとなったことに伴い、内部組織等について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 取締船を境港水産事務所の内部組織（現行 水産課の内部組織）とし、水産事務所の所管区域（漁業取締りに関する事務に係るものに限る。）を鳥取県の区域（現行 県の西部地域）とする。
- (2) (1)に伴い、水産課の所掌事務について、所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第88号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																												
<p>（局等及び課並びに内部組織の設置）</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局等及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局等</th> <th style="width: 25%;">局等及び課</th> <th style="width: 60%;">内 部 組 織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">農林水産部</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">管理担当 漁業調整係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水産振興局</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>（農林水産部各課の所掌事務）</p> <p>第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">農政課～農林総合研究所林業試験場 略</p> <p style="margin-left: 20px;">水産振興局水産課</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 漁業取締りに関すること（<u>水産事務所の所掌に属するものを除く。</u>）。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 漁船及び小型船舶に関すること（<u>水産事務所の所掌に属するものを除く。</u>）。</p>	部局等	局等及び課	内 部 組 織	略			農林水産部	略	管理担当 漁業調整係	水産振興局	略	略			<p>（局等及び課並びに内部組織の設置）</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局等及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局等</th> <th style="width: 25%;">局等及び課</th> <th style="width: 60%;">内 部 組 織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">農林水産部</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">管理担当 漁業調整係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水産振興局</td> <td style="text-align: center;"><u>取締</u> 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>（農林水産部各課の所掌事務）</p> <p>第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">農政課～農林総合研究所林業試験場 略</p> <p style="margin-left: 20px;">水産振興局水産課</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 漁業取締りに関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 漁船及び小型船舶に関すること。</p>	部局等	局等及び課	内 部 組 織	略			農林水産部	略	管理担当 漁業調整係	水産振興局	<u>取締</u> 略	略		
部局等	局等及び課	内 部 組 織																											
略																													
農林水産部	略	管理担当 漁業調整係																											
	水産振興局	略																											
略																													
部局等	局等及び課	内 部 組 織																											
略																													
農林水産部	略	管理担当 漁業調整係																											
	水産振興局	<u>取締</u> 略																											
略																													

<p>(8)~(14) 略</p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第153条 鳥取県水産事務所設置条例(平成12年鳥取県条例第28号)第1条の規定により設置された水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">位置</th> <th colspan="2">所管区域</th> </tr> <tr> <th>漁業取締りに関する事務</th> <th>その他の事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県境港水産事務所</td> <td>境港市</td> <td>鳥取県の区域</td> <td>米子市、境港市及び西伯郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内部組織)</p> <p>第155条 水産事務所に管理係、境港水産振興担当及び取締船を置く。</p>	名称	位置	所管区域		漁業取締りに関する事務	その他の事務	鳥取県境港水産事務所	境港市	鳥取県の区域	米子市、境港市及び西伯郡	<p>(8)~(14) 略</p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第153条 鳥取県水産事務所設置条例(平成12年鳥取県条例第28号)第1条の規定により設置された水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県境港水産事務所</td> <td>境港市</td> <td>米子市、境港市及び西伯郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内部組織)</p> <p>第155条 水産事務所に管理係及び境港水産振興担当を置く。</p>	名称	位置	所管区域	鳥取県境港水産事務所	境港市	米子市、境港市及び西伯郡
名称			位置	所管区域													
	漁業取締りに関する事務	その他の事務															
鳥取県境港水産事務所	境港市	鳥取県の区域	米子市、境港市及び西伯郡														
名称	位置	所管区域															
鳥取県境港水産事務所	境港市	米子市、境港市及び西伯郡															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第12号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後					改正前						
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）						
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考		
略					略						
水産課	1 漁業監督吏員の職務に従事する職員のうち司法警察員として	冬服（上衣及びズボン）	1	36	図4のとおり	水産課	1 漁業監督吏員の職務に従事する職員のうち司法警察員として	冬服（上衣及びズボン）	1	36	図4のとおり
	の職務に従事する職員	夏服（上衣及びズボン）	1	48	図4のとおり		の職務に従事する職員	夏服（上衣及びズボン）	1	48	図4のとおり
	（上衣、ズボン及び頭巾）	制帽	1	36	図5のとおり		（漁業取締船の乗組職員を除く。）	制帽	1	36	図5のとおり
		日覆	1	36	図6のとおり			日覆	1	36	図6のとおり
		雨合羽	1	24				雨合羽	1	24	
		（上衣、ズボン及び頭巾）						（上衣、ズボン及び頭巾）			
					2 漁業取	作 業 服	2	48	図7のうち上衣		

						締船の乗組職員	(上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) 作業帽 ゴム製半長靴 安全靴 防寒服 防寒ズボン 雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	2 48	24	12	12	36	36	36	24	のとおり 図16のとおり 図7のうちズボンのとおり 図8のとおり	
	2. 常時現地で業務に従事する職員(司法警察員としての職務に従事する職員を除く。)	作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) ゴム製半長靴	1	36		3. 常時現地で業務に従事する職員(司法警察員及び漁業取締船の乗組職員を除く。)	作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) ゴム製半長靴	1	36	1	36	1	36	1	36		
略																	
境港水産事務所	1 常時現地で業務に従事する職員(司法警察員としての職務に従事する職員及び漁業取締船の乗組職員を除く。)	作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) ゴム製半長靴	2	60		境港水産事務所	常時現地で業務に従事する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) ゴム製半長靴	2	60	2	60	2	60	1	36	
	2 漁業監督吏員の職務に従	冬服(上衣及びズボン)	1	36	図4のとおり												

	事する職員のうち司法警察員として職務に就く。）	夏服（上衣及びズボン）	1	48	図4のとおり					
		制帽	1	36	図5のとおり					
		日履	1	36	図6のとおり					
		雨合羽	1	24						
		（上衣、ズボン及び頭巾）								
	3 漁業取締船の乗組員	作業服（上衣）	2	48	図7のうち上衣のとおり					
		作業服（夏上衣）	2	48	図16のとおり					
		作業服（ズボン）	2	24	図7のうちズボンのとおり					
		作業帽	1	12	図8のとおり					
		ゴム製半長靴	1	12						
	安全靴	1	36							
	防寒服	1	36							
	防寒ズボン	1	36							
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24							
略					略					
図 略					図 略					

附 則

この訓令は、平成20年10月21日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第31号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機 関	職 員		機 関	職 員	
略			略		
知事 の 事 務 部 局	本庁	部長（農業大学校の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 院長 課長（農業大学校の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室及び業務効率化室改革推進担当の副主幹に限る。） 監察員 主事（人事・評価室、給与室及び業務効率化室改革推進担当の主事で、企画に関する事務を行う	知事 の 事 務 部 局	本庁	部長（農業大学校の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 院長 課長（農業大学校の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 <u>水産課取締船長</u> 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室及び業務効率化室改革推進担当の副主幹に限る。） 監察員 主事（人事・評価室、給与室及び業務効率化室改革推進担当の主事で、企画

		ものに限る。)				に関する事務を行うものに限る。)		
略				略				
水産事務所		所長	次長	船長		水産事務所	所長	次長
略				略				
略				略				
備考 略				備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第32号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前							
別表第9 海事職給料表級別職務分類表（第2条関係）						別表第9 海事職給料表級別職務分類表（第2条関係）							
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	境港水産事務所	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長			知事の事務部局		航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長	船長 機関長	
	水産試験場	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長	船長 機関長								
略						略							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。